

秋田県公報

目次

ページ

規則

○秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則(一・長寿社会課).....1

告示

○港湾法に基づく所有者不明船舶の保管(六三・港湾空港課).....2
 ○証紙売りさばきの廃止の届出(六四・会計管財課).....2

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室).....2

規則

秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年二月十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第一号

秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県国民健康保険調整交付金条例施行規則(平成十七年秋田県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号。以下「省令」という。))第五号第一項第一号に規定する国民健康保険税の賦課期日という。以下同じ。)」を削り、「一般被保険者(省令第四条

第一項第一号イに規定する一般被保険者をいう。以下同じ。)」を「被保険者」に改め、「一人当たりの国民健康保険税」の下

に「の基礎課税額」を加え、「平均一般被保険者数(省令)を

「平均被保険者数(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に

関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号。以下「省令」という。))に、「平均一般被保険者数をいう。次号において」を

「平均被保険者数をいう。以下」に、「の一般被保険者」を

「の被保険者」に改め、同条第二号中「の一般被保険者」を

「の被保険者」に改め、「一人当たりの国民健康保険税」の下に

「の基礎課税額」を加え、「平均一般被保険者数」を「平均被保

険者数」に改め、同条第四号中「介護納付金賦課被保険者」を

「介護納付金課税被保険者」に改め、「一人当たりの国民健康保

険税」の下に「の介護納付金課税額」を加え、「平均介護納付金

賦課被保険者数」を「平均介護納付金課税被保険者数」に改め、

同条第六号とし、同条第三号中「介護納付金賦課被保険者

(省令第五条第一項第二号イに規定する介護納付金賦課被保険者

者)」を「介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のう

ち介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第九条第二号に規定

する被保険者)に改め、「一人当たりの国民健康保険税」の下に

「の介護納付金課税額」を加え、「平均介護納付金賦課被保険者

数(同号イに規定する平均介護納付金賦課被保険者数をいう)を

「平均介護納付金課税被保険者数(前年度の一月から当該年度の

十二月までの各月末における介護納付金課税被保険者の数の合計

数を十二で除した数をいう)に、「の介護納付金課税被保険者」

を「の介護納付金課税被保険者」に改め、同条第五号とし、同

条第二号の次に次の二号を加える。

三 県内の市町村の国民健康保険税の賦課期日における県内の

被保険者一人当たりの国民健康保険税の後期高齢者支援金等

課税額の所得割額及び資産割額の合計額に当該市町村の平均

被保険者数を乗じて得た額に、当該市町村の被保険者に係る

所得の水準を勘案して知事が別に定める率を乗じて得た額

を乗じて得た額

四 県内の市町村の国民健康保険税の賦課期日における県内の

被保険者一人当たりの国民健康保険税の後期高齢者支援金等

課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額に当

第二条
県内の被保険者

県内の一般被保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第六条の退職被保険者及び退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)

第一号

平均被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

被保険者に

一般被保険者に

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

平均被保険者数

平均一般被保険者数

第二条	県内の介護納付金課税一般被保険者	県内の介護納付金課税一般被保険者
第六条	課税被保険者	課税被保険者
第三条	被保険者	被保険者
	平均介護納付金課税一般被保険者	平均介護納付金課税一般被保険者
	平均介護納付金課税一般被保険者	平均介護納付金課税一般被保険者

附則第三項から第五項までを削る。
 附則
 この規則は、公布の日から施行し、平成二十年度分の調整交付金から適用する。

告 示

秋田県告示第六十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定に違反して、秋田港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内に放置された、所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）が不明な船舶を、同法第五十六条の四第二項の規定により撤去し、同条第三項の規定により保管したので、当該船舶を所有者等に返還するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年二月十日

本荘港港湾管理者

秋田県知事 寺田典城

- 一 船舶の名称又は種類、形状、数量及び放置場所
別表のとおり
- 二 当該船舶を撤去した日時
平成二十一年一月八日 午前 八時
- 三 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
平成二十一年一月八日 正午
保管場所 由利本荘市水林地内 水林船揚場
- 四 返還期限
平成二十一年七月八日

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所	備考
海王星号	×長さ7.2m ×幅2.3m			由利本荘市水林地内	船舶番号 2440-

一	Volvo PENTA	長さ5.8m ×幅2.4m 水色/赤色	由利本荘市水林地内 水林船揚場	「成年」 記載あり	6496
二	モーター	長さ5.8m ×幅2.4m 赤色(上部) 白色(下部)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
三	モーター	長さ3.5m ×幅1.5m 白色(内) 白色(外)	由利本荘市水林地内 水林船揚場	[H1] [CRAFT] [27] 記載あり	
四	モーター	長さ4.4m ×幅1.5m 白色(上部) 黄白色(下部)	由利本荘市水林地内 水林船揚場	[P1] 「本荘」 記載あり	
五	Edai Craft	長さ4.4m ×幅1.5m 黄白色/赤色 (ライン)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
六	モーター	長さ5.5m ×幅1.6m 白色(船体) 青色(船底)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
七	モーター	長さ3.2m ×幅1.3m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
八	モーター	長さ5.5m ×幅1.8m 白色(上部) 青色(下部)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
九	モーター	長さ4.4m ×幅1.7m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
十	モーター	長さ5.7m ×幅1.7m 白色(船体) 青色(ライ)	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
十一	モーター	長さ4.1m ×幅1.5m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		
十二	モーター	長さ5.6m ×幅1.5m 白色	由利本荘市水林地内 水林船揚場		

十三	ボート	×長さ1.7m ×幅1.7m 白色(外部) 青色(内部)	水林地内 水林船揚場	「本荘市」 記載あり
----	-----	---------------------------------------	---------------	---------------

秋田県告示第六十四号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月十日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止する者の住所及び氏名	山本郡三種町鹿渡字町後二百七十番地 秋田やまもと農業協同組合	売りさばき場所	山本郡三種町鹿渡字町後二百七十番地(本店)	廃止年月日	平成二十一年一月二十九日
--------------------	-----------------------------------	---------	-----------------------	-------	--------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年二月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あきたスグッチファンド
- 三 代表者の氏名
鈴木 胡桃
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県秋田市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県内において地域問題の解決をめざすNPO等の市民活動団体に対して、市民、企業をはじめとする民間団体および行政の拠出資金を容易に提供できるシステムを構築

するとともにそれぞれの活動の相談・コンサルティングを行う。

また、NPO等の市民活動団体の事業や組織運営を支援すること、市民や他のセクターとの協働による地域課題の解決がより活発化し、市民自らが社会的問題解決の当事者であり支援者であるという意識の醸成を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄